

# 阻集器の適正管理



建築物衛生法

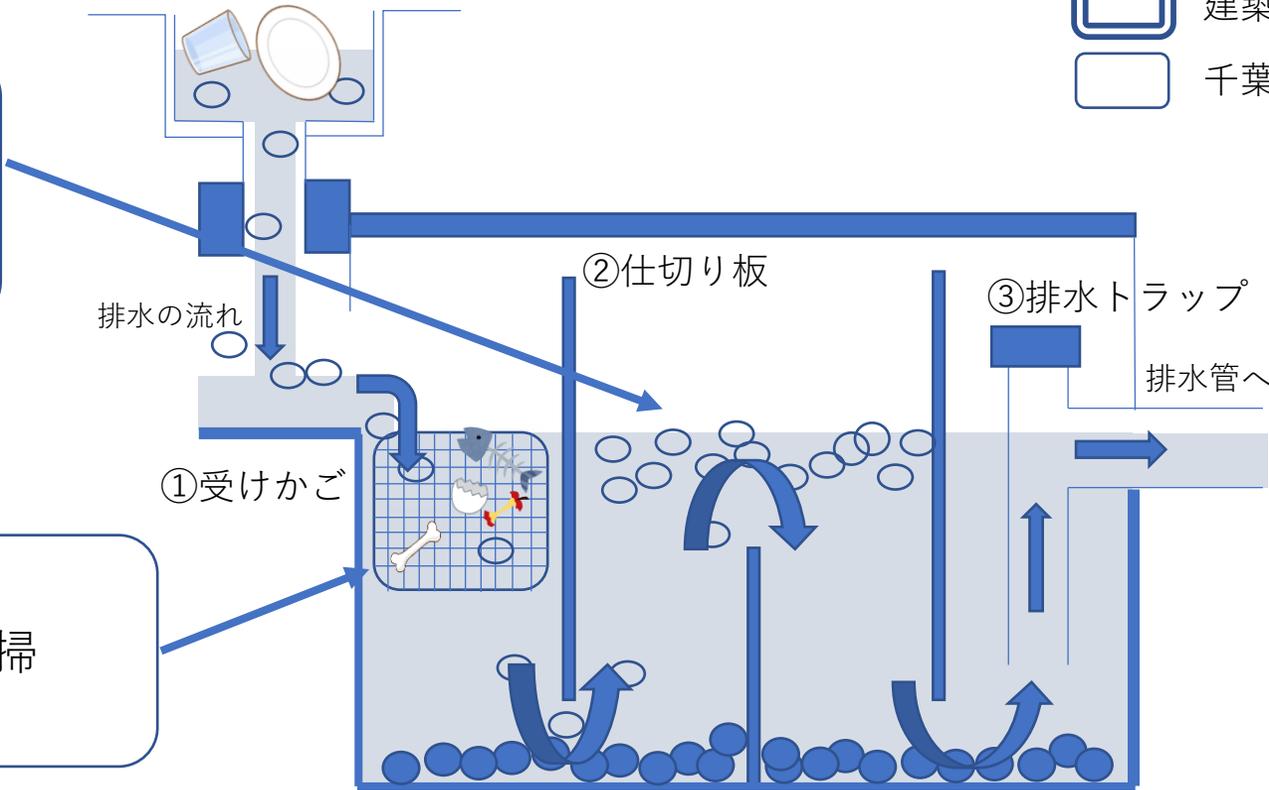


千葉県特定建築物維持管理指導要綱

**【油分】**  
水面に浮上した油分や  
ごみの除去  
(週1回実施)

**【ごみ等】**  
受けかごの清掃  
(毎日実施)

**【阻集器全体の清掃】**  
底部の残渣や汚泥の除去を含む  
阻集器全体の清掃  
(6ヶ月に1回実施)  
※2~3か月に1回が望ましい。



- ※ 他法令等で規制がある場合は、それらも遵守できるように管理すること
- ※ 示す清掃頻度は最低限のものであり、阻集器の汚れに応じて適宜清掃頻度を増やすこと